

第12回青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会会議結果

- 1 日時・場所 平成19年3月19日(月)午後1時30分～午後4時00分
ラ・プラス青い森 2階「カメラア」
- 2 出席者 (1) 委員(8名出席)
梅津委員、大坂委員、奥村委員、佐々木委員、清野委員、
田村委員、附田委員、日景委員
(2) 青森県
環境政策課、自然保護課、農林水産政策課、林政課、農村整備課、
水産振興課、漁港漁場整備課、河川砂防課
- 3 議 題 (1) 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に
係る高瀬川流域の保全地域(案)
(2) 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に
係る高瀬川流域の保全計画(案)
- 4 会議の概要 事務局の提案した高瀬川流域保全地域(案)は了承を得られた。
保全計画(案)については、各委員から一部について修正案が出
されたので、事務局で検証し各委員に確認をとることとなった。
- 5 会議の主な発言 別紙のとおり
- 6 お問い合わせ先 県土整備部 河川砂防課 ふるさと環境グループ
TEL 017-734-9669
FAX 017-734-8191

第12回青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会の会議結果概要

日時：平成19年3月19日

13:30～16:00

場所：ラ・プラス青い森2階カメリア

議題(1) 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に係る 高瀬川流域の保全地域(案)について

日景委員

意見交換会では、住民の方が条例等を理解いただいて、賛同していただいて、積極的に保全に努めていただけたというような確認ができたのかお知らせいただきたい。

また、意見交換会の住民の意見として、住民の方が積極的にやらなければいけないということが、ご質問の中にあつたかなと思いますので、その辺りを皆さんに理解してもらったのかということについてお伺いしたい。

事務局

保全地域について特に異論はありませんでした。住民の方々も環境保全活動を熱心に行っておりますが、保全地域の指定を契機として、更に普及活動をして輪を広げていきたいと考えております。また、高瀬川河川事務所で「小川原湖・高瀬川水環境ネットワーク」として、高瀬川・小川原湖で4月に発足すると聞いております。

田村委員

保全地域指定後に標示看板を設置すると思うので、地域の実情に合わせて、英語でも看板をその隣につけるとか、なるべく地域の人に、分かってもらう努力をするというのも一つの手ではないかと思う。

また、湖沼の際の森林が、保全地域から抜けているが、すべての基本的要件を満たさないと保全地域にできないのか伺いたい。

佐々木議長

要件は1つでも満たしていれば保全地域としていいと思う。河畔林や湖畔林は「森林」保全地域ではなく、「河川」保全地域となっている。

事務局

河畔林や湖畔林は保全地域に入っております。しかし、更に上の斜面の上部や沼地の上部にも民有林が配置されておりますが、これらは保全地域にはなっていません。

田村委員

(保全地域指定後に配置される)ふるさと環境守人は1流域2人となっているが、(流域の大きい)高瀬川ではどのように考えているのかお伺いしたい。

事務局

基本的には2名と考えております。流域は確かに広いのですが、森林の部分については林野庁の方で監視員がおりますし、河川の部分については県土整備事務所の方で河川監視員がおります。さらに小川原湖については河川愛護モニターが数名おりますので、これらの方々と連携をとりながら巡視活動をやっていきたいと考えております。

附田委員

(保全地域の指定について)小川原湖の水質という捉えどころをよく掴まえて方向付けたなと思っております。ただし、土地利用の仕方なり、畜産公害や農薬の関係など、森と川と海の方と少し違う点が浮き彫りになってきたような気がするので、保全地域の位置付けはちょっと配慮する必要があると思います。

その関係で、上北鉾山の鉾毒関係とか現状はどうなっているのかお伺いしたい。

事務局

上北鉾山の後処理ということで、中和処理施設があり、そこで適正に処理していると伺っております。

佐々木議長

天間ダムが鉾毒水を中和する機能を果たしており、現状ではだいぶ良くなったと聞いています。

佐々木議長

前回の審議会で、田村委員からこの条例は保全だけでなく創造もあるのだからそういう点をもっと審議しようという意見があり、今回の仏沼がそういう地域です。

オオセッカが来て、また帰っていくというような場所は、この仏沼と岩木川のヨシ

原 2 箇所です。両方に共通しているのは、人の手が入っていることです。

清野委員

住民の方から要望のあった人工の溜池や民有林のお話ですが、地域住民が自然に働きかけて作ったような溜池とか、民有地だけど非常に貴重なブナの混交林というものは、今後、県の県土管理とか水循環とか自然のこととかでも、やはりこの問題は避けて通れないので、担保はないけれども、1つの「ふるさと」という概念の中に入ると思いますので、何かの枠組みがないか検討していただければなと思います。

事務局

民有林は、今回の高瀬川については、一部個人所有地も保全地域にしております。今後、新井田川の作業に入りますが、新井田川は国有林はなくすべて民有林になります。現在、民有林の土地所有者に説明しまして、事前の了解を得るように努力しております。

議題（ 2 ）青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に係る

高瀬川流域の保全計画（案）について

大坂委員

保全計画 5 ページに「市柳沼、田面木沼は日本で有数のカンムリカイツブリの繁殖地である」と記載されているが、「有数」ではなく、「日本で繁殖が最初に確認された」に修正してほしい。

大阪委員

海岸の砂浜にはバギーが自由に乗り入れている状態で、鳥たちが逃げてしまう状況にある。保全計画の中に、鳥たちの環境を保全する文言を加えてほしい。

清野委員

（大阪委員の意見に対して）特に産卵期とか季節的でもいいから、そういった場所を保全して頂くような方策を考えて頂ける根拠になるような書き方を入れておいていただけるといいのかなと思います。

附田委員

三沢の海岸については、三陸津波やチリ津波を契機にして防潮のための防災林を整備してきたという経緯があるので、保全計画15ページの「防風・飛砂防備」に機能としての「防潮」を加えてほしい。

清野委員

高瀬川流域の一連の湖沼群や干潟、海跡湖全体、ラグーンのところずっと横に長く広がっているような塩沼湿地などは天然記念物とか世界遺産にしてもいいような非常に貴重な所なので、ここの貴重さというのを、県民や県外の方にもわかるように、もっと強く書いて頂けるといいのかなと思います。

東委員からの意見（欠席のため佐々木議長代読）

東先生からは湖沼の湖岸景観も保全するという意見が出ています。2つ目は「流域の物質循環に留意し、湖沼の水質や生物生産システムのバランスを保つよう努める。」という、全体の生態系、つながりを考えて保全したいというご意見です。

清野委員

保全計画11ページの清流管理のための指標ですが、今回汽水域として大切であるということと、人間の活動も含めた物質循環がどうバランスするかというご意見もあったので、窒素や燐、塩分など県さんだけでなく、漁協さんとか河川管理者の方と共に汽水域のバランスを常にモニタリングしつつ、どう変わっていくのか見ていくといいのかなと思います。高瀬川流域は研究サイドにもなっているので、研究資料も併せてここの汽水域のダイナミックなところを把握して、県として少ないコストで見守っていける場所を考えながら、水域を見守る指標を考えていただけたらと思います。

奥村委員

カムリカイツブリのところは「市柳沼、田面木沼は日本で最初に発見された」でよろしいんじゃないかと思います。

それから保全計画の15ページに地域の人たちの自発的活動というところかありますが、赤石川のときは具体的な形で文言されてよかったと思っておりました。民間団

体、自発的活動のあたりをもう少し具体的にこういうことをしているんだというのを記載すれば、団体にとって励みになるのではないかと思います。

保全地域については、小川原湖、市柳沼、田面木沼がオレンジに塗っていないので赤い線を太くするとか、小川原湖地域の大切さを強く印象付けていった方がいいのではないかしらと思います。

事務局

小川原湖や周辺の沼はすべてオレンジで、保全地域になります。河川の部分は傍線で引いていますが湖面も含むということになります。

清野委員

海岸の保全地域については、できるだけ土砂管理というのも丁寧にして、侵食されないようにするというのが書き込めるといいのかなと思います。港口で浚渫したものはバイパスするとか、漂砂の元の方に戻すとか、保全地域の幅を減らさないような努力を書き添えておくというような、それがまず物理的に海岸を保全するということが大切かと思います。

清野委員

いろんな維持する目標の生き物とか、営みだとか、今後多くの方が環境守人以外に何を維持していけばいいかというのが、自分も含めて生態系の一部だと思っていただけのような伝え方をすれば、そういう自分自身の行動とかも生態系のバランスをみながら、何かそういう場所として位置づけていける貴重な保全地域になると思うので、人間と自然がすごい絶妙なバランスで共存している非常に特別な場所というような意味合いを書き込んでいただくことが必要かなと思います。

報告 保全地域指定流域における施策の状況について

清野委員

それぞれ今までとは違う流域とか、そういう視点で考え方が進んでいって、県の中でも調整が出来ていくのかなと思いました。

大畑川についてですが、前の角本委員が河口域の漁港について、保全という意味では漁港区域というのは難しいけれども創造ということでできないかとおっしゃっていました。大畑漁港は、災害復旧で直す予定になっていると思います。地域ではこんなこともできるんじゃないかという発想を持っておりまして、一種の創造ということでご検討頂けたらと思います。

また、一度指定されたら終わりではなく、もう一度追加なりそういうのが出来る仕組みがあればということでしたので、今後熟度が上がってきたら、そういった仕組みをご検討いただけたらと思っています。

佐々木会長

それでは、予定した議題は全部終わりました。特に意見がなければ、今日の審議はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

事務局

連絡事項です。1月26日に赤石川、3月16日に川内川流域の指定を行っております。また、赤石川流域については、ふるさと環境守人を2名委嘱しまして、3月から巡視活動をしております。

次回の審議会では、新井田川流域をお諮りしたいと考えてございます。

これをもちまして、「第12回青森県ふるさとの森と川と海の保全創造審議会」を終了します。どうもありがとうございました。